


所管部課	子育て支援部 子育て支援課	部長	吉沢 寿子			
件名	東大和市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱の一部を改正する訓令について		区分	1 審議事項	○	
関係事項	条例規則					
	部課機関					
<p>1. 要旨</p> <p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の実施について（ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱）」の一部改正に伴い、所要の改正を行う。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <p>所得税法の改正に伴い、旧控除対象配偶者の区分は「同一生計配偶者」として定義されることとなったため、「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」、「老人控除対象配偶者」を「70歳以上の同一生計配偶者」に改める。</p> <p>(2) 施行日</p> <p>市長決裁日から施行し、令和元年7月1日から適用する。</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>国の実施要綱の文言に統一し、適正な事務の執行を図る。 なお、現在のところ対象者はいないため遡及適用の影響はない。</p>						
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>令和元年12月5日厚生労働省子ども家庭局長通知発出 文書課において審査済み</p>						
<p>3. 留意事項（問題点等）</p> <p>特になし</p>						
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議への報告後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>						
<p>5. 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。